

役員報酬規定

公益財団法人大分県臓器移植医療協会報酬等の支給基準は、次のとおり定める。

定款第6章第32条に基づき、役員は無報酬とする。

理事、監事及び顧問、評議員に対する報酬等の基準

第17条（評議員に対する報酬等）

第32条（理事、監事の報酬等）

第33条第4項（顧問の報酬）

により、無報酬とする。